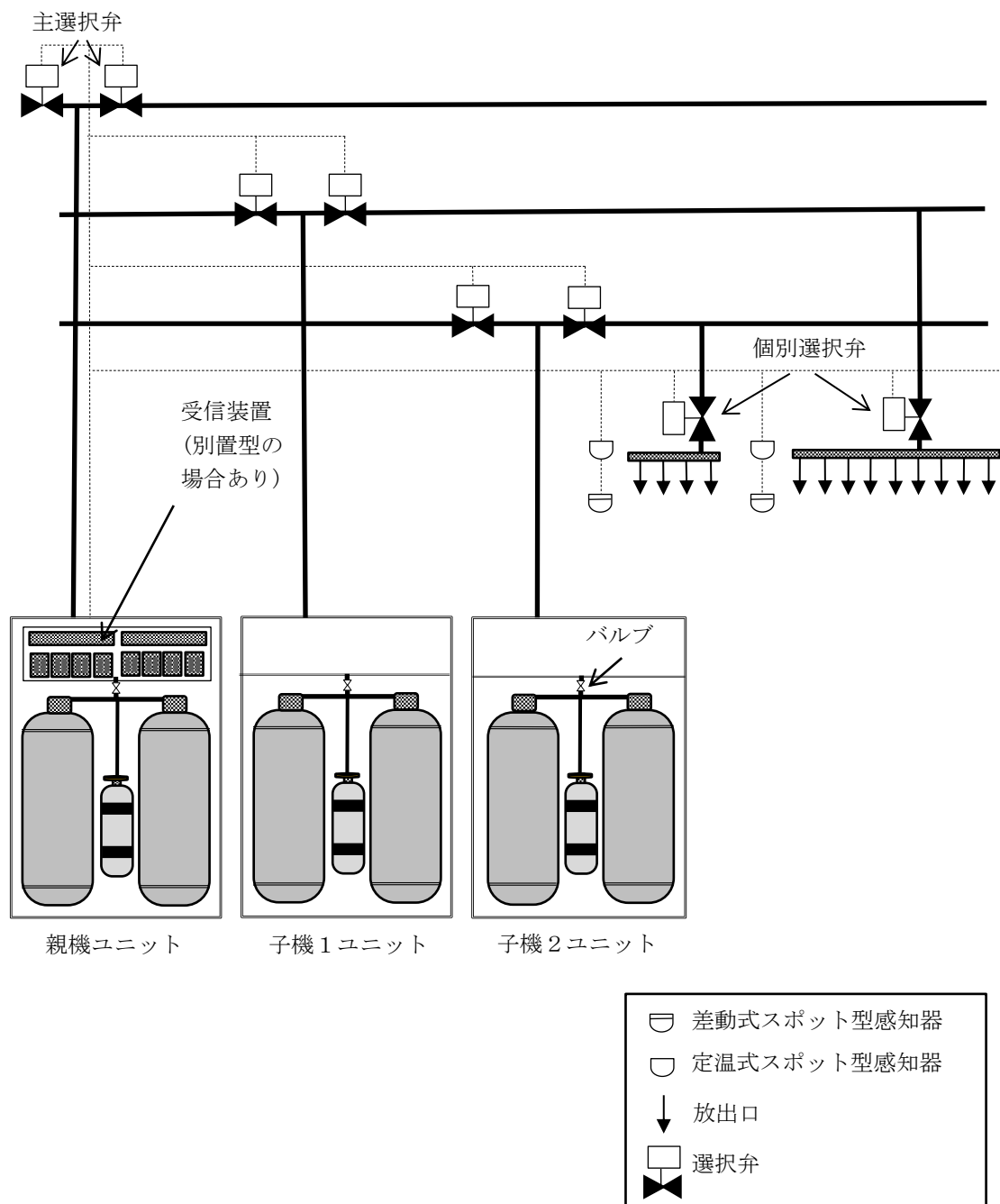


第28 パッケージ型自動消火設備

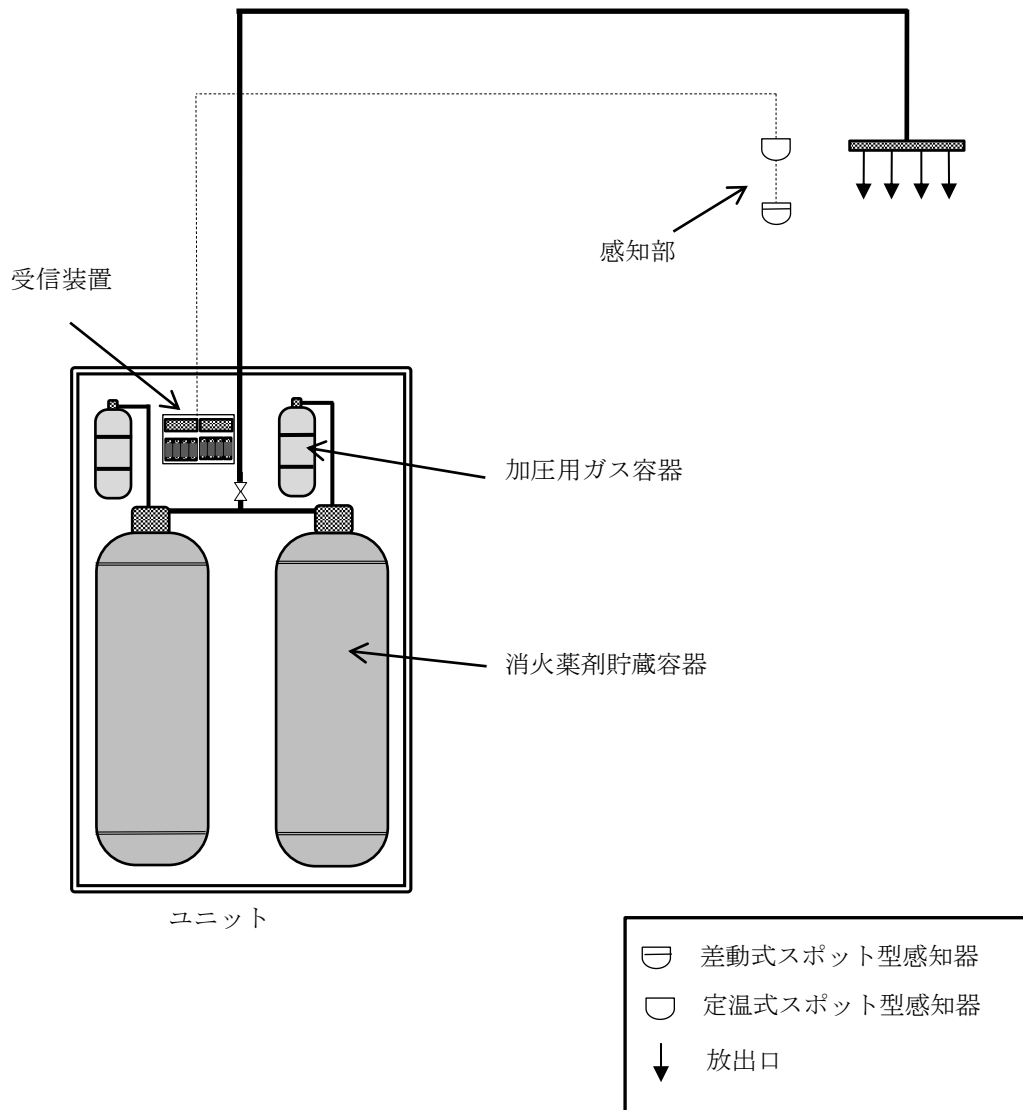
I 技術基準

1 構成

パッケージ型自動消火設備とは、火災の発生を感知し、自動的に水又は消火薬剤を圧力により放射して消火を行う固定した消火設備であって、感知部、放出口、作動装置、消火薬剤貯蔵容器、放出導管、受信装置等により構成されるものをいう(第28-1図、第28-2図参照)。



第28-1図 パッケージ型自動消火設備の構成(I型の例)



第28-2図 パッケージ型自動消火設備の構成(Ⅱ型の例)

2 用語の定義

- (1) パッケージ型自動消火設備告示 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）をいう。
- (2) Ⅰ型 パッケージ型自動消火設備告示第6、第15及び第16においてⅠ型として定める性能を有するものをいう。
- (3) Ⅱ型 パッケージ型自動消火設備告示第6、第15及び第16においてⅡ型として定める性能を有するものをいう。
- (4) 感知部 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、受信装置又は中継装置に、火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を発信するものをいう。
- (5) 感知器等規格省令 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）をいう。
- (6) 感知器型感知部 感知器等規格省令第2条第1号に規定する感知器の感知部をいう。
- (7) その他の感知部 感知器型感知部以外の方法による感知部をいう。
- (8) 放出導管 消火薬剤を消火薬剤貯蔵容器等から放出口へ導く管をいう。
- (9) 放出口 火災の消火等のために、消火薬剤を有効に放射させるものをいう。
- (10) ユニット 格納箱に消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置及び作動装置が収納されたもの（受信装置は別置型の場合がある。）をいう。

- (11) 消火薬剤貯蔵容器等 消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器、加圧用ガスを貯蔵する容器及びこれに附属する部品をいう。
- (12) 受信装置 火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声（以下「音等」という。）で知らせ、作動装置等を起動させる旨の信号（以下「起動信号」という。）を発信する装置をいう。
- (13) 中継装置 火災信号、起動信号又は作動装置等を作動した旨の信号を受信し、及び発信する装置をいう。
- (14) 作動装置 起動信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をいう。
- (15) 選択弁等 二以上の防護区域を設定することのできるもの（Ⅰ型に限る。）で、起動信号を受信したとき、自動的に火災の発生した防護区域に関する弁等を開放するものをいう。
- (16) 警戒区域 パッケージ型自動消火設備の感知部が、発生した火災を有効に感知することができる区域をいう。
- (17) 防護区域 パッケージ型自動消火設備の放出口から放射される消火薬剤により火災の消火ができる区域をいう。
- (18) 防護面積 防護区域の面積をいう。
- (19) 同時放射区域 火災が発生した場合において、作動装置又は選択弁等に接続する一の放出導管に接続される、一定の区域に係る全ての放出口から消火及び延焼防止のために同時に消火薬剤を放射し、防護すべき区域をいう。
- (20) 住宅用下方放出型自動消火装置 住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について（平成6年3月9日消防予第53号）に定める基準に適合するものをいう。

3 共通事項

原則として、認定品を使用すること。◆

(1) ユニット

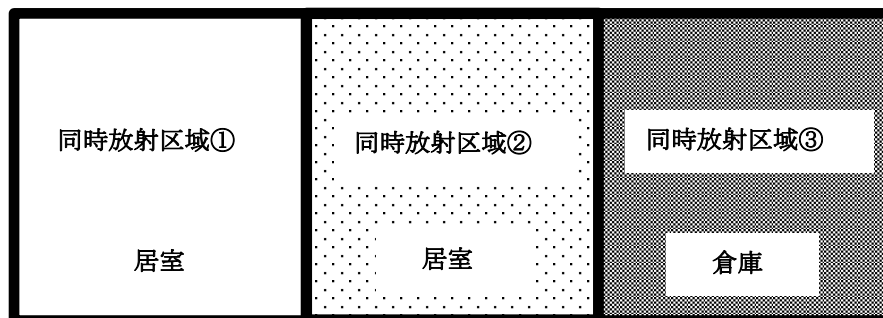
次のとおり設置すること。

なお、受信装置を個別に設置する場合についても同様に取り扱うこと。

- ア 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- イ 点検に便利で、かつ、火災等の被害を受けるおそれの少ない場所に設けること。ただし、Ⅱ型についてこれらを難燃性の箱に収納する場合にあっては、点検に便利な場所に設置すれば足りること。
- ウ 周囲に障害物がなく、整理整頓され、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。
- エ 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。ただし、機器に影響を受けない措置が講じられている場合はこの限りでない。
- オ 地震等により倒れないように床又は壁に堅固に固定すること。

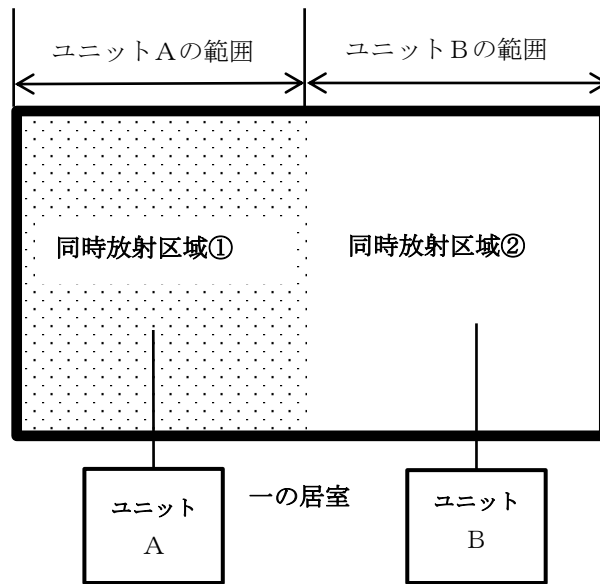
(2) 同時放射区域

ア 同時放射区域は、原則としてパッケージ型自動消火設備を設置しようとする防火対象物又はその部分のうち、壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定すること（第28-3図参照）。



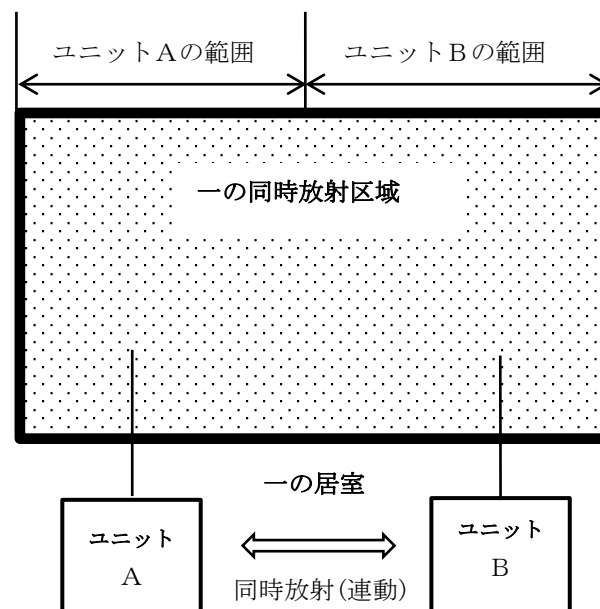
第28-3図 同時放射区域の設定(例)

イ 壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が13㎡を超えている場合には、同時放射区域を二以上に分割して、設定することができること(第28-4図参照)。



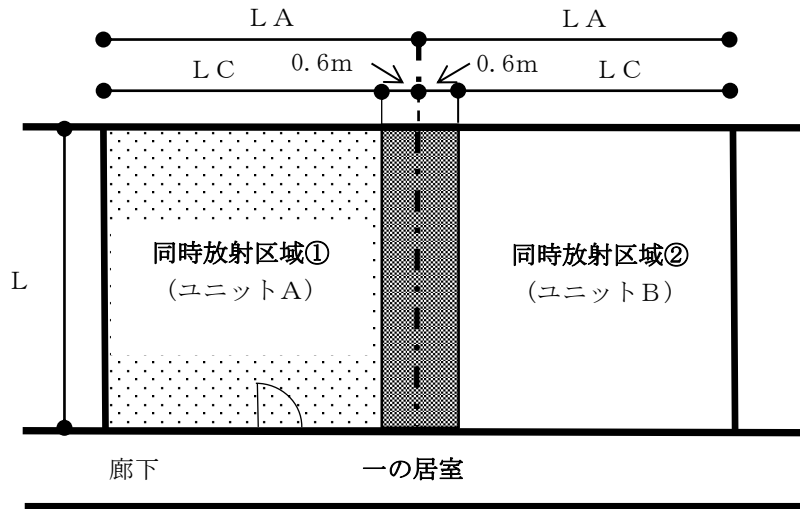
第28-4図 区画された居室等の面積が13㎡を超えている場合(例)

ウ イにかかわらず、同時放射区域を二以上に分割して設定するより、火災時における初期消火及び延焼拡大防止に有効であると判断できる場合は、一の同時放射区域として設定すること。この場合、一の同時放射区域を二以上のユニットで防護するものについては、同時に放射できるように作動装置等を連動させること(第28-5図参照)。



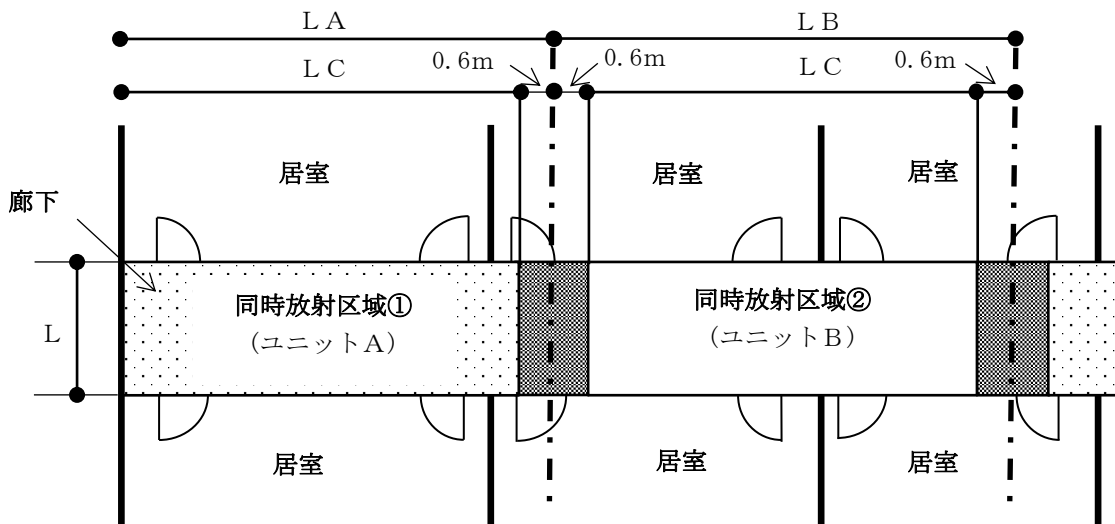
第28-5図 一の同時放射区域を二以上のユニットにより防護する場合(例)

エ 同時放射区域が隣接する場合における防護面積は隣接する部分（壁等により区画されない部分をいう。）に限り、0.6m長くすることができるものであること（第28-6図、第28-7図参照）。



同時放射区域 $L \times L A = L \times (L C + 0.6)$
この場合の防護面積は $L \times (L C + 0.6)$ とすることができる。

第28-6図 一の居室、倉庫等を二の同時放射区域とする場合（例）



同時放射区域① (ユニットA) $L \times L A = L \times (L C + 0.6)$
同時放射区域② (ユニットB) $L \times L B = L \times (0.6 + L C + 0.6)$
この場合の防護面積は $L \times ((L C + 0.6)$ 又は $(0.6 + L C + 0.6)$ とすることができる。

第28-7図 廊下、通路等を二以上の同時放射区域とする場合（I型の例）

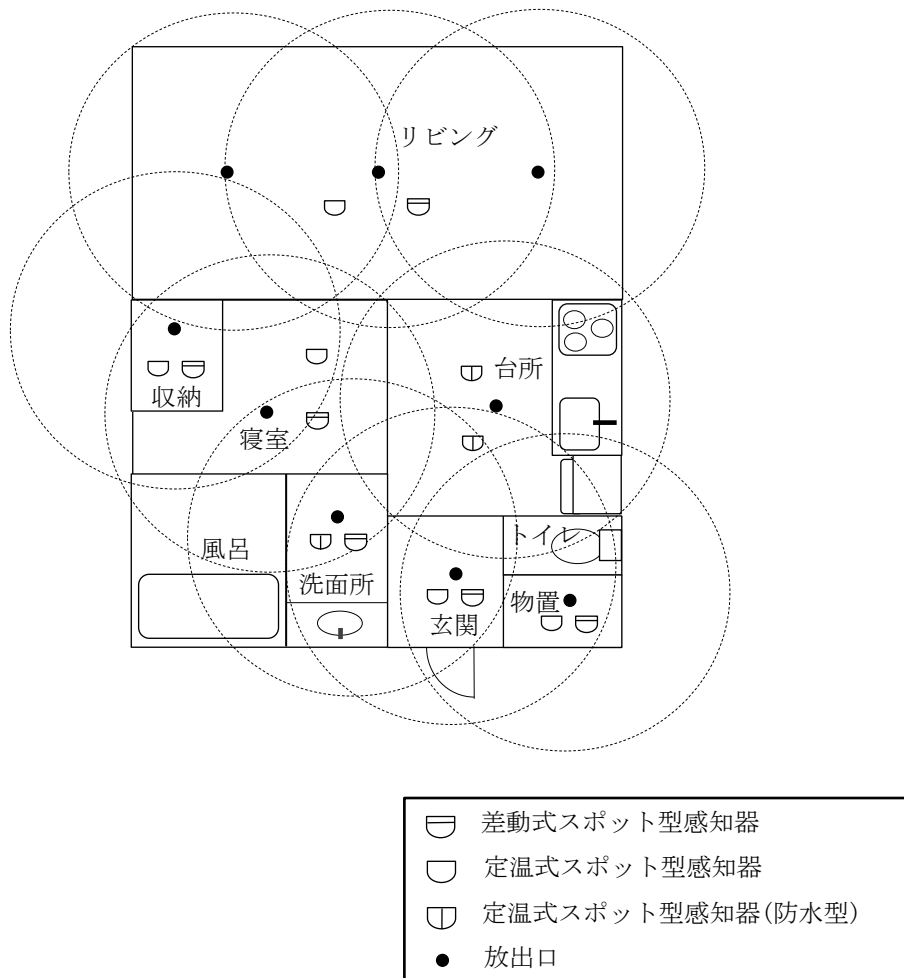
(3) 起動装置

ア 感知部 (第28-8図参照)

- (ア) 感知器型感知部は、感知器等規格省令及び省令第23条第4項の規定に適合すること。
- (イ) その他の感知部にあつては、感知器等規格省令及び省令第23条第4項の規定に適合するものと同等以上の性能を有すること。
- (ウ) はり等により感知障害が生じないように、火災の発生を有効に警戒できるように設けること。
- (エ) 感知部に、自動火災報知設備の感知器と区別できるように表示をすること。◆

イ 手動起動装置

- 手動起動装置を設ける場合は、以下のとおり設けること。
- (ア) 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
- (イ) 鍵等を用いなければ作動できないこと。



第28-8図 感知部の設定 (例)

(4) 受信装置

- ア 受信装置は、第1信号 (検出方式の異なる2つの感知部で構成するパッケージ型自動消火設備のうち、火災時において最初に作動した感知部の火災信号をいう。以下同じ。) を受信した場合に、自動的に音等による警報を発すること。この場合、音等は、火災が発生した旨を関係者に有効に知らせることができること。
- イ 次のいずれかに該当する場合は、自動的に作動装置及び選択弁等に起動信号を発信すること。
 - (ア) 第1信号の警報中に当該警戒区域内の他の感知部から第2信号 (検出方式の異なる2つの感知部で構成するパッケージ型自動消火設備のうち、第1信号発信後に、新たに作動した2つ目の感知部の火災信号をいう。以下同じ。) を受信した場合
 - (イ) 手動起動装置を作動した場合

ウ イにおいて、自動火災報知設備が設置されている防火対象物については、受信装置と自動火災報知設備を連動させ、当該防火対象物の鳴動方式に応じた鳴動を行うよう措置すること。また、自動火災報知設備の地区音響装置として放送設備が設置されている防火対象物については、パッケージ型自動消火設備の起動信号の発信とともに、火災放送を行うよう措置すること。◆

(5) 放出口

ア 省令第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分を有効に防護できるように設けること。

イ はり等により放射障害が生じないように、火災を有効に消火できるよう設けること。

ウ 放出口の設置を要しない場所

審査検査基準第4章、第2節、第4、1、(4)ヘッダの設置の省略等を準用すること。

(6) 配線は、その用途に応じ、次に掲げる規定の例により設けること。

ア 非常電源に係る配線 省令第12条第1項第4号ホ

イ 操作回路等に係る配線 省令第12条第1項第5号

ウ 上記以外の配線 省令第24条第1号

(7) 電源

ア 常用電源（電池式のものを除く。）

専用とし、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐せずにとること。

イ 非常電源（電池式のものを除く。）

次の各号に適合する非常電源を設けるものとする。ただし、省令第12条第1項第4号ハに規定する蓄電池設備に適合する非常電源が設けられている場合にあってはこの限りでない。

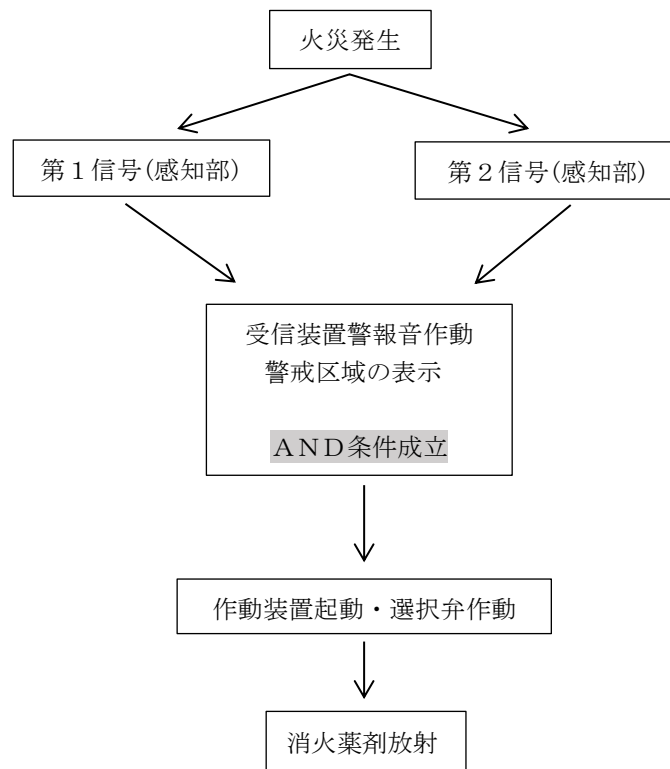
(ア) 主電源が停止したときにあっては主電源から非常電源に、主電源が復旧したときにあっては非常電源から主電源に自動的に切り替える装置を設けること。

(イ) 最大消費電流に相当する負荷を加えたときの電圧を容易に測定することができる装置を設けること。

(ウ) 非常電源は、「蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）」又は「中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号）」第5条第7号イからニまで及びへに適合すること。

(エ) 非常電源の容量は、監視状態を60分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音を10分間以上継続して発生させることができること。

(8) 消火薬剤が放射されるまでの作動フローは、第28-9図を参考とすること。



第28-9図 作動フロー（例）

(9) 事務処理

ア 特例申請関係

(ア) 政令第29条の4第1項又は条例第47条の適用を受けようとする者から、その申出があった場合は、条例第64条第1項の規定に基づく申請を求めること。

(イ) 申請書の添付図書は、原則として次のものとする。

- a 防火対象物の概要表及び図面（案内図、配置図、平面図、断面図等）
- b パッケージ型自動消火設備の概要表
- c パッケージ型自動消火設備に係る図書
- d 認定証（写しでも可）及び認定申請図書（使用条件を確認しなければならないものに限る。）
- e その他必要と認められる図書

(ロ) 条例第47条を適用し、パッケージ型自動消火設備を設置する場合は、次により取り扱うこと。

- a 工事は、パッケージ型自動消火設備の構造、性能、工事方法等に精通した第1類、第2類又は第3類の甲種消防設備士に行わせること。
- b 着工届は、法第17条の14の規定に準じて届出させて処理すること。
- c 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出させて処理すること。
- d 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を報告するよう指導すること。
- e 定期点検は、消防設備士については第1類、第2類若しくは第3類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第1種消防設備点検資格者が行うよう指導すること。

(ハ) 条則別記第26号様式の基準の特例等適用通知書の条件又は理由欄の記載事項

政令第29条の4第1項を適用する場合は次のa及びbを、条例第47条を適用する場合は次のaからgまでの事項のうち、該当する事項を記載すること。

- a 申請内容のとおり施工する旨
- b 申請内容（条件）に変更が生じた場合は、原則として消防法令に基づく消防用設備等を設置する旨
- c 工事については、パッケージ型自動消火設備の構造、性能、工事方法等に精通した第1類、第2類又は第3類の甲種消防設備士が行う旨
- d 着工届は、法第17条の14の規定に準じて届出する旨
- e 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出する旨
- f 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を報告する旨
- g 定期点検は、消防設備士については第1類、第2類若しくは第3類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第1種消防設備点検資格者が行う旨

イ 着工届関係

(ア) パッケージ型自動消火設備の着工届に係る添付図書で、ア、(イ)により添付した図書と重複するものにあつては、これを省略することができる。

(イ) 着工届の基準日

法第17条の14に定める工事に着手しようとする日とは、次によること。

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日

4 I型

(1) 適用対象

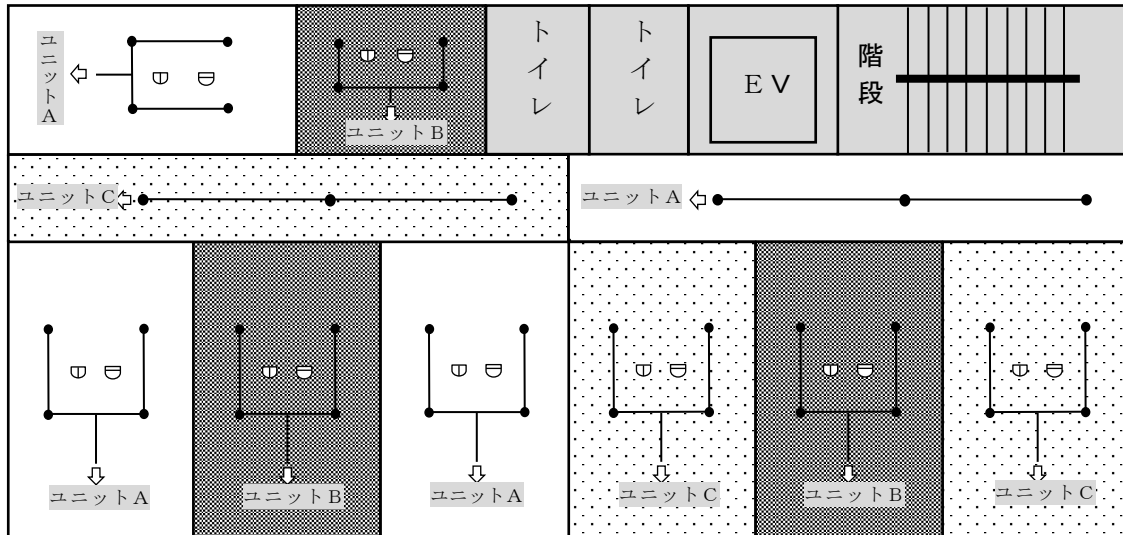
政令第12条第1項第1号、第3号、第4号及び第9号から第12号まで並びに条例第39条第1項第3号から第4号の3及び第5号に掲げる防火対象物又はその部分（政令第12条第2項第2号ロに規定する部分を除く。）のうち、政令別表第1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(10)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が10,000㎡以下のものに設置することができるものとする。

(2) 同時放射区域におけるユニット等の共用

次のアからウのすべてに適合している場合は、二以上の同時放射区域においてユニット及び中継装置を共用することができる。

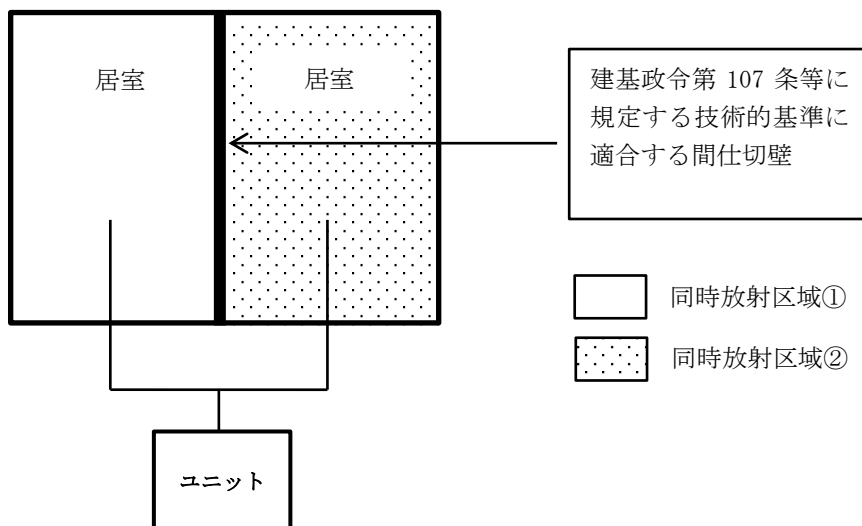
ア 共用する二以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知する

- ことができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放射できること。
- イ 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても30秒以内に消火薬剤を放射することができること。
- なお、配管長等を制限し、30秒以内に放射することを認定時に確認しているものにあつては、認定証及び認定申請図書を提出させ、使用条件の範囲を確認すること。
- ウ 隣接する同時放射区域間のユニット及び中継装置を共用しないこと（第28-10図参照）。ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。



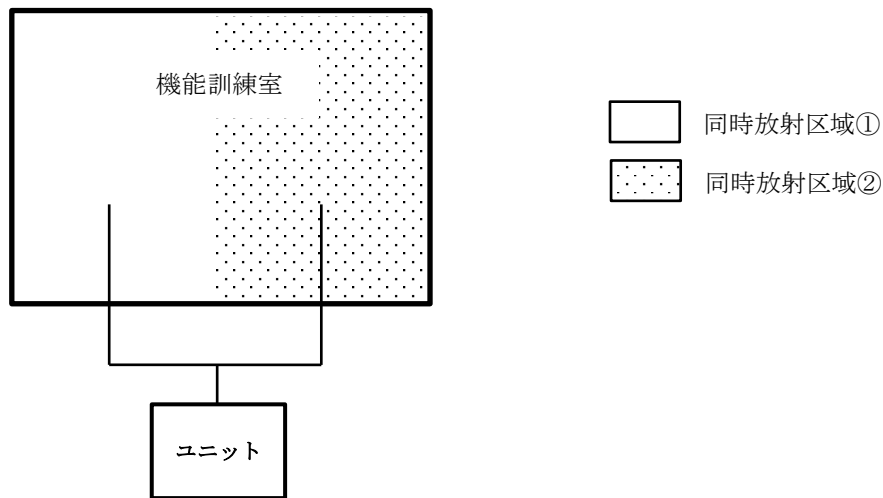
第28-10図 隣接する同時放射区域間においてユニットを共用しない場合の設定（例）

- (ア) 隣接する同時放射区域が建基政令第107条若しくは第107条の2に規定する技術的基準に適合する間仕切壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸が設けられている場合（第28-11図参照）



第28-11図 隣接する同時放射区域におけるユニットの共用（例）

- (イ) 入居者が就寝に使用する居室以外であって、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれの少ないと認められる場所に設置する場合（第28-12図参照）



第28-12図 隣接する同時放射区域におけるユニットの共用（例）

- (ウ) 政令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計が1,000㎡未満の防火対象物又はその部分に設置する場合で、次のa～dのいずれかに適合する場合（第28-13図参照）

なお、b、c、dにより、隣接する同時放射区域間でユニット及び中継装置を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、境界部分を0.9m以上重複させて設定すること（第28-14図及び第28-15図参照）。

- 一の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）等で区画されているもの
- 一の同時放射区域に対し消火薬剤を放射した後、他の同時放射区域から異なる二以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの
- 火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が一の同時放射区域において異なる二以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置されたもの
- 隣接する同時放射区域間の重複部分の中央付近に天井面から35cm以上下方に突出した難燃性のたれ壁が設置されていること。この場合、同時放射区域の重複が二を超えていないこと（第28-14図、第28-16図及び第28-17図参照）。

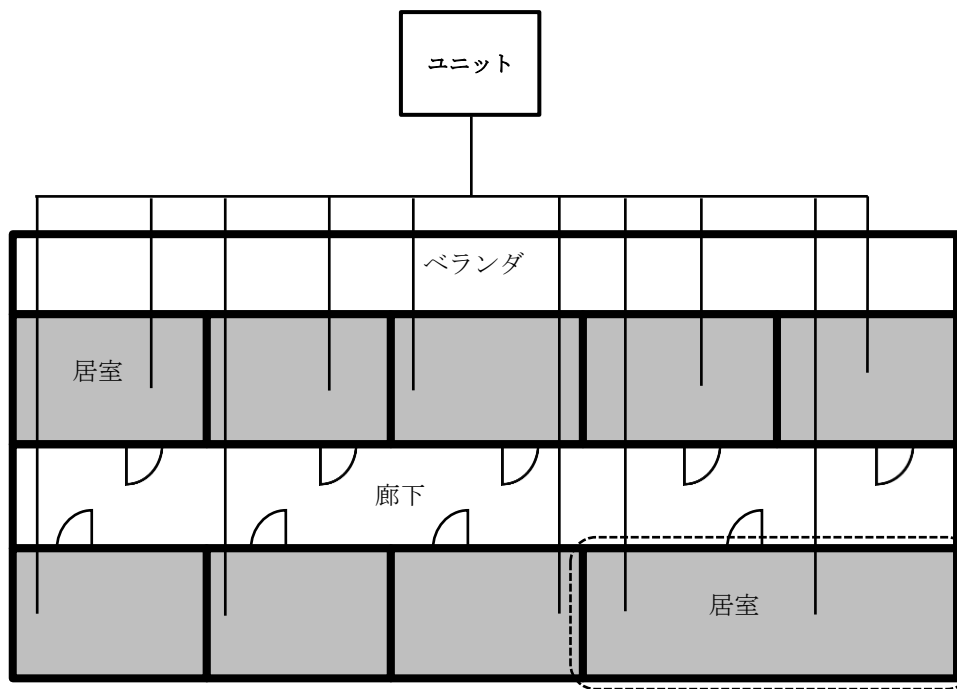
(3) 放出口

前3、(5)によるほか、2.4m（2.4mを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ）以下の高さに設けること。

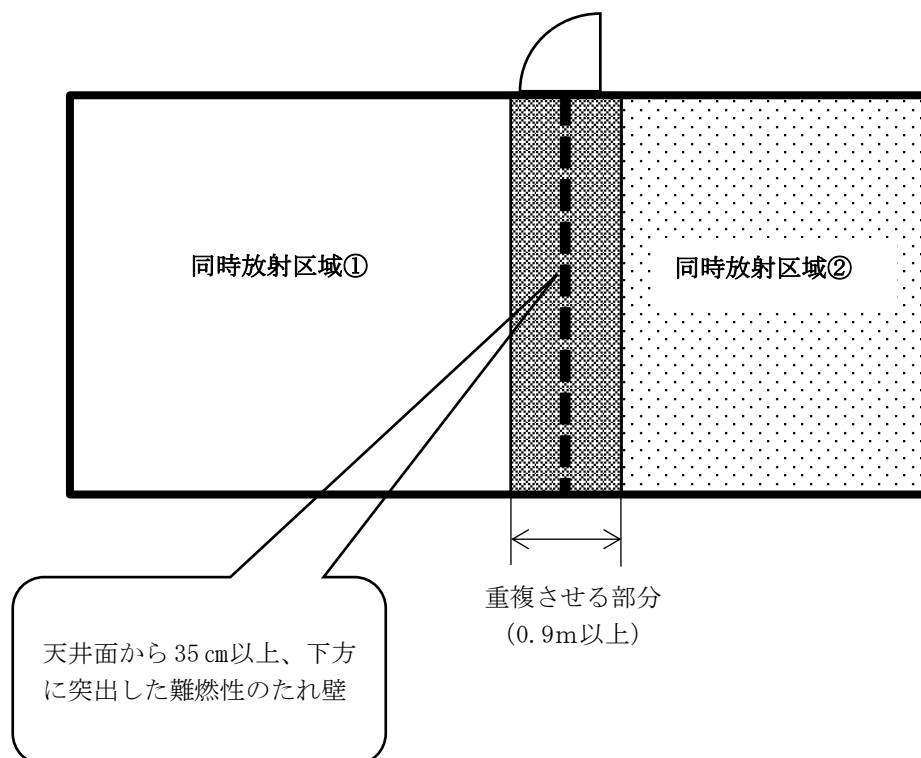
なお、消火性能の確認は、認定申請図書又はパッケージ型自動消火設備告示第17第1号に定める消火試験の結果等により確認すること。

(4) 耐震措置

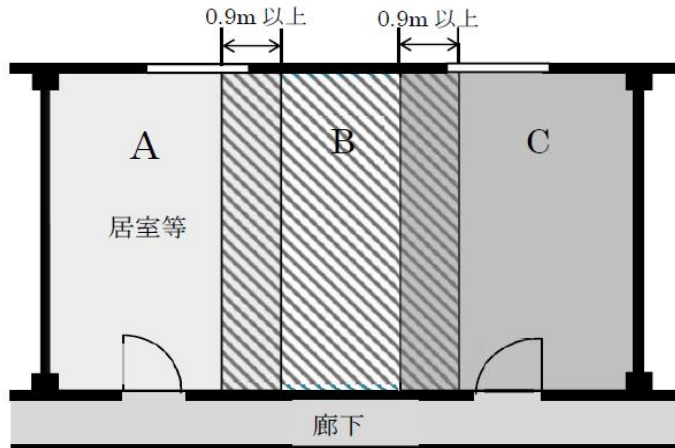
第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、I「技術基準」、別記3によること。



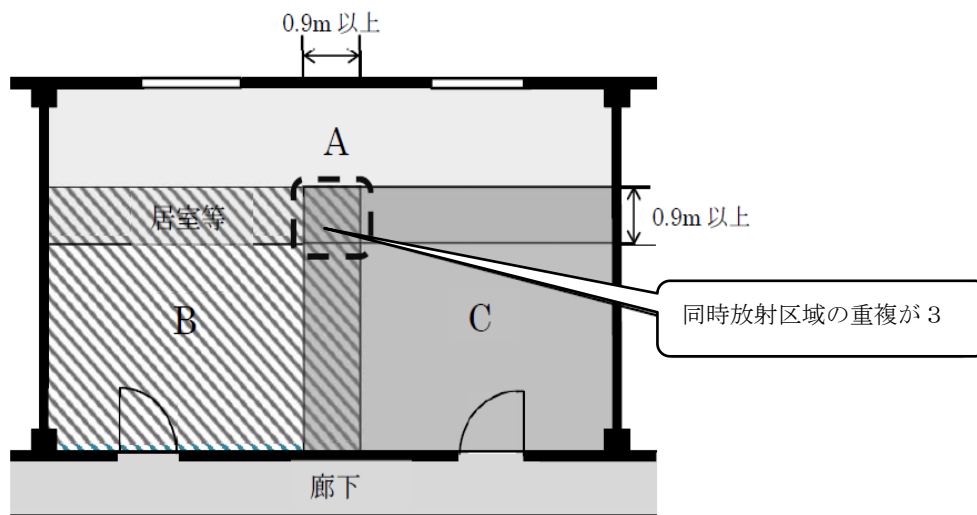
第28-13図 基準面積1,000㎡未満の場合におけるユニットの共用(例)



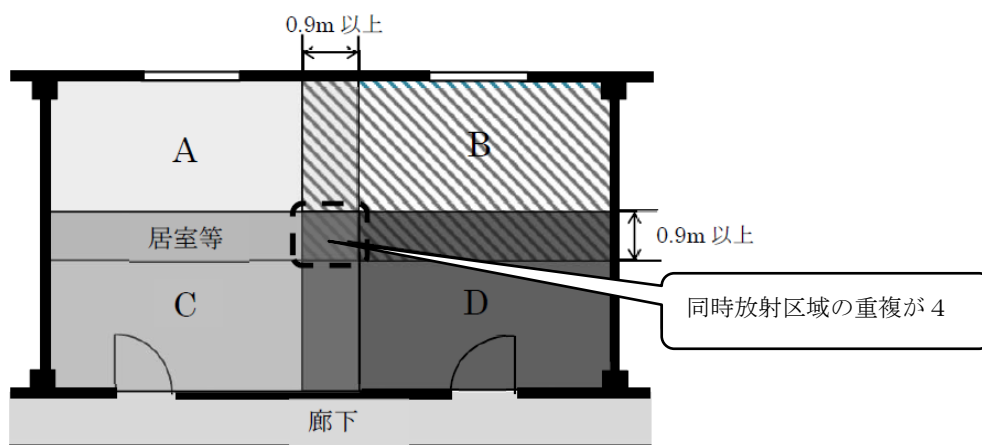
第28-14図 (2)、ウ、(㌸)、dの設定(例)



第28-15図 隣接する同時放射区域の設定(例)



第28-16図 (2)、ウ、(㍽)、dにおいて設定できない例①



第28-17図 (2)、ウ、(㍽)、dにおいて設定できない例②

5 II型

(1) 適用対象

政令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275㎡未満のものに設置することができるものとする。ただし、易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの（布団又はベッドを除く。）として次のすべてに該当するソファ等が設置されている防火対象物又はその部分を除く。

ア 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

イ 座面（正面幅が概ね800mm以上あるもの）及び背面からなるもの

(2) 放出口を設置する部分の内装仕上げ

放出口の設置が必要な部分の仕上げについては、次によること。

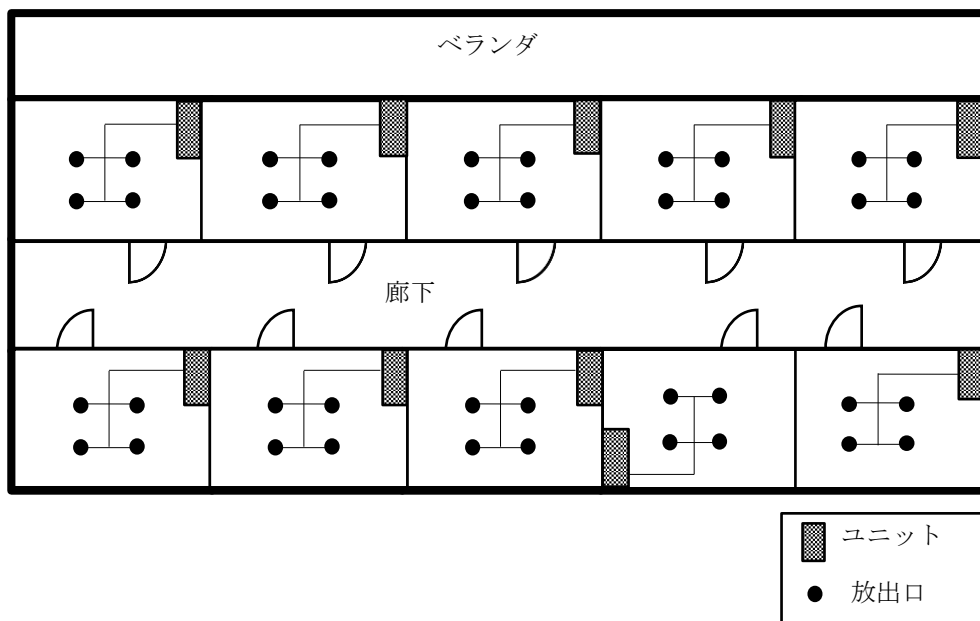
ア 不燃材料、準不燃材料又は難燃材料等で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室において消火性能を確認したパッケージ型自動消火設備を設置する場合は、壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを試験室に用いた材料と同等以上の性能を有する材料で行うこと。

イ パッケージ型自動消火設備のII型の認定品を使用する場合は、認定証の付帯事項に記載された使用条件によること。

なお、追加試験により消火性能を確認できたものについては、当該追加試験時の仕上げに用いた材料とすることができる。

(3) 同時放射区域

前3、(2)によるほか、ユニット及び中継装置は共用しないこと（第28-18図）。



第28-18図 同時放射区域の設定（II型の例）

(4) 放出導管

消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤及び加圧用ガス）を貯蔵する容器から放出口までの放出導管の長さは、10m以下とすること。

(5) 放出口

ア 前3、(5)によるほか、2.5m（2.5mを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ）以下の高さに設けること。

なお、消火性能の確認は、認定申請図書又はパッケージ型自動消火設備告示第17第2号に定める消火試験の結果等により確認すること。

イ 特例適用

前3、(5)、ウによるほか、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し、3㎡以下の収納設備（押入れ、クローゼット、物入れ等。以下同じ。）には放出口を設置しないことができる。

(ア) 収納設備を防護できる性能を有する住宅用下方放出型自動消火装置が設置されている場合

(イ) 次のすべてに該当する場合

- a 棚等があり、人の出入りがないこと。
- b 照明器具、換気扇等が設けられていないもので、当該部分から出火の危険が小さいこと。
- c 当該部分から他に延焼拡大しないように、当該部分の天井及び壁が不燃材料で造られていること。

Ⅱ 検査要領

〔Ⅰ〕 外観検査

【共通事項】

1 表示

認定品である旨の表示がされていること。◆

2 ユニット

次のとおり設置されていること。

なお、受信装置を個別に設置する場合についても同様に取り扱うこと。

- (1) 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けられていること。
- (2) 点検に便利で、かつ、火災等の被害を受けるおそれの少ない場所に設けられていること。ただし、Ⅱ型についてこれらを難燃性の箱に収納する場合にあつては、点検に便利な場所に設置すれば足りること。
- (3) 周囲に障害物がなく、整理整頓され、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。
- (4) 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けられていること。ただし、機器に影響を受けない措置が講じられている場合はこの限りでない。
- (5) 地震等により倒れないように床又は壁に堅固に固定されていること。

3 同時放射区域

- (1) 居室等及び倉庫等ごとに設定されていること。
- (2) 壁、戸等で区画されている部分であること。
- (3) 一の同時放射区域を二以上のユニットで防護する場合は、連動して作動するものであること。

4 起動装置

(1) 感知部

ア 感知器型感知部は、感知器等規格省令及び省令第23条第4項の規定に適合していること。

イ その他の感知部にあつては、感知器等規格省令及び省令第23条第4項の規定に適合するものと同等以上の性能を有していること。

ウ 検出方式の異なる二以上のセンサーにより構成されていること。

エ はり等により感知障害が生じないように、火災の発生を有効に警戒できるよう設けられていること。

オ 自動火災報知設備の感知器と区別できるように、パッケージ型自動消火設備の感知部に表示がされて

いること。◆

- (2) 手動起動装置（手動起動装置を有するものに限る。）
 - ア 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - イ 変形、損傷等がないこと。
 - ウ 鍵等を用いなければ作動できないようになっていること。

5 受信装置

所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。

6 放出導管

- (1) 変形、損傷、つぶれ等がなく、確実に取り付けられていること。
- (2) 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
- (3) 振動による変形、損傷等が生じないように措置されていること。

7 放出口

- (1) 省令第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分を有効に防護できるように設けられていること。
- (2) 放出口の周囲に消火薬剤の放射分布を妨げるものがないこと。
- (3) 間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の増設、変更等による未警戒部分がないこと。
- (4) 確実に接続されていること。
- (5) 周囲に消火薬剤の放射障害となるものがなく、取付け角度が適正であること。

8 電源

- (1) 常用電源
 - ア 主電源に電池以外から供給される電力を用いるもの
 - (ア) 専用とし、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐していないこと。
 - (イ) 開閉器の容量は適正であること。
 - (ウ) パッケージ型自動消火設備用である旨が表示されていること。
 - イ 主電源に電池を用いるもの
電池本体に、変形、損傷、漏液等がないこと。
- (2) 非常電源（内蔵型のものに限る。）
 - ア 変形、損傷、漏液等がないこと。
 - イ 所定の容量のものが取り付けられていること。

【I型】

1 同時放射区域におけるユニット等の共用

隣接する同時放射区域間は、ユニット及び中継装置を共用していないこと。ただし、I技術基準、4、(2)、ウ、(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合にあってはこの限りでない。

2 消火薬剤貯蔵容器等

消火薬剤の放射を停止することができる措置を講じられていること。

3 中継装置

- (1) 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
- (2) 変形、損傷等がないこと。

4 選択弁等

変形、損傷等がなく、結合部に緩み、脱落等がないこと。

5 放出口

2.4m (2.4mを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ) 以下の高さに設けられていること。

【Ⅱ型】

1 放出口

- (1) 2.5m (2.5mを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ) 以下の高さに設けられていること。
- (2) 住宅用下方放出型自動消火装置を設置することにより政令第32条の適用し、収納設備に放出口を設置しない場合は、次のア及びイに適合していること。
 - ア 住宅用下方放出型自動消火装置は、性能評定品であること。
 - イ 収納設備が3 m²以下であること。

2 放出導管

消火薬剤(蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤及び加圧用ガス)を貯蔵する容器から放出口までの放出導管の長さは、10m以下であること。

〔Ⅱ〕 性能検査

【共通事項】

1 起動装置

- (1) 方法
感知部又は手動起動装置を作動させる。
- (2) 合否の判定
受信装置に火災信号が確実に送信されていること。

2 受信装置

- (1) 方法
感知部又は手動起動装置を作動させる。
- (2) 合否の判定
 - ア 受信装置は、第1信号を受信した場合に、自動的に音等による警報を発すること。この場合、音等は、火災が発生した旨を関係者に有効に知らせることができること。

- イ 第1信号の警報中に当該警戒区域内の他の感知部から第2信号を受信した場合又は手動起動装置を作動した場合に自動的に作動装置及び選択弁等に信号を送信すること。
- ウ イにおいて、自動火災報知設備が設置されている防火対象物については、受信装置と自動火災報知設備を連動させ、当該防火対象物の鳴動方式に応じた鳴動を行うよう措置されていること。また、自動火災報知設備の地区音響装置として放送設備が設置されている防火対象物については、パッケージ型自動消火設備の起動信号の発信とともに、火災放送を行うよう措置されていること。◆
- エ 2以上の警戒区域から火災信号を受信できるものにあつては、火災信号を発した警戒区域と受信装置の警戒区域の表示が一致すること。

3 中継装置

- (1) 方法
感知部を作動させ、及び手動起動装置を有するものにあつては手動起動装置を操作し、作動状況を確認する。
- (2) 合否の判定
作動が確実であること。

4 非常電源（電池式のものを除く。）

- (1) 方法
主電源の遮断及び復旧により確認する。
- (2) 合否の判定
電源の自動切替機能が正常であること。

〔Ⅲ〕 総合検査

【Ⅰ型】

1 方法

空気等の試験用ガスを用いて、任意の同時放射区域の感知部又は手動起動装置を作動させる。
なお、復旧スイッチが設置されているものにあつては、受信装置が第1信号を受信した時点で復旧スイッチを押した場合に、警報が停止することを確認する。

2 合否の判定

- (1) 当該防護区域に関する選択弁等が確実に作動すること。
- (2) 試験用ガスが一の同時放射区域内の放出口から適正に放出されること。
- (3) 配管、バルブ類等からの漏れがないこと。
- (4) 受信装置が第1信号を受信した時点で復旧スイッチを押した場合に、警報が停止すること。

【Ⅱ型】

認定申請図書、外観検査、性能検査等により総合検査を省略することができる。